

交野市有料広告の取り扱いに関する要綱

平成19年2月20日

(目的)

第1条 この要綱は、本市が募集し、有料で取り扱う広告（以下「有料広告」という。）の掲載基準を定めることにより、有料広告の掲載に係る事務の適正な執行を図り、もって本市の自主財源の確保及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(有料広告の掲載対象物)

第2条 有料広告の掲載の対象となる物は、次の各号に掲げるもので、広告の掲載が可能なものをいう。

- (1) 本市において作成し、又は発行する刊行物、印刷物及びそれに類するもの（以下「刊行物等」という。）
- (2) 本市のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の財産であって、広告媒体として活用できると認められるもの

(有料広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信頼度が高く、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもので市民に不利益を与えないものでなければならず、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものであることを要する。

2 有料広告を掲載することができるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人
- (2) 公益法人その他公共的団体
- (3) 事業所若しくは事務所を有する個人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。以下同じ。）

3 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載することができない。

- (1) 法令等の規定に違反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (3) 公共性、中立性及び市の品位を損なうもの、又はそのおそれがあるもの
- (4) 第三者の権利を侵害するもの、又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、又は営業行為に該当しない個人の宣伝

に係るもの

- (6) 人権侵害となるもの、又はそのおそれがあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (9) 市が進める施策・計画を阻害するおそれがあるもの
- (10) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者（同条第1項に規定する風俗営業を事実上営むものを含む。）に関するもの
- (12) 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者に関するもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと思われるもの

（細部基準の設定）

第4条 第2条に規定する有料広告の掲載対象物を所管する部局の長（以下「担当部長」という。）は、この要綱の運用に当たり、次に掲げる事項について、別に基準を定めなければならない。

- (1) 掲載箇所及び位置
- (2) 表示等の規格その他掲載方法
- (3) 掲載の時期、期間及び回数
- (4) 掲載の申込方法
- (5) 掲載料金及びその納付方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載の優先順位その他掲載に際して必要な事項

（募集等の事務の執行等）

第5条 所管課は、この要綱及び前条第1項の規定により定めた基準に基づき、有料広告の掲載に係る事務を執行しなければならない。

2 所管課は、有料広告の募集をしようとするときは、原則として公募するものとし、広報紙またはホームページ等により行う。

3 担当部長は、前項の規定に基づく申込みを受理したときは、速やかに掲載の可否を決定するものとする。

（募集方法等の特例）

第6条 前条の規定に関わらず、市長が特に必要と認める場合は、市が行う広告事業の全部又は一部を広告代理業を営む者に委託することができる。この場合においては、前条の規定を適用しない。

2 前項の規定により、市が委託する場合の有料広告の募集に関し必要な事項等は、別に定める。

(有料広告料の納入)

第7条 有料広告の掲載が決定した者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市が指定する方法により、有料広告料を支払わなければならない。ただし、第2条の規定により、刊行物等を提供する費用をもって有料広告料を徴収したとみなされる場合は、当該刊行物等の納入日をもって、当該有料広告料の支払いがあったものとみなす。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載の取消し)

第9条 市長は、この要綱の規定に違反することが判明したとき、その他市長が行政運営上支障があると認めるときは、有料広告の掲載を取消することができる。

2 広告主は、前項の規定による有料広告の掲載の取消しに伴う損害については、市長に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(有料広告料の還付)

第10条 有料広告料は、原則として還付しない。ただし、市の都合又はやむを得ない事由により有料広告の掲載ができなくなったときは、徴収した有料広告料の一部又は全部を還付することができる。

(有料広告関係課会議)

第11条 第5条第3項に規定する決定を行うに当たり疑義が生じた場合は、担当部長は、その決定についての参考意見を求めることができる。

2 前項に規定する参考意見を検討し、報告するために、有料広告関係課会議を設置する。

3 有料広告関係課会議の構成は、別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。(平成19年2月20日制定)

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。